

戦争と平和の言語： バーク『国王殺し政府との講和書簡』をめぐる論争

荻谷 千尋

目次

はじめに

- 1 『講和書簡 第一・二信』 公刊とその反応
 - 2 現代の『講和書簡 第一・二信』 解釈傾向
 - 3 反『講和書簡』の政論家たち
 - 4 反『講和書簡』の言語：反レトリック・国内統治・国家間関係
- 結び

はじめに

18世紀末のブリテンは、国家間関係についての重要な新語が幾つか作られた。例えば、のちに交渉（negotiation）に取って代わられる外交（diplomacy）という語彙は、フランス革命戦争期に浸透し、エドマンド・バーク（Edmund Burke, 1730-1797）は、『国王殺し政府との講和書簡 第一・二信』（1796年、以下『講和書簡 第一・二信』）のなかでそれを積極的に用いた¹⁾。また、死後出版であること

1) 正式な題名は *Two Letters addressed to a Member of the present Parliament, on the Proposals for Peace with the Regicide Directory of France*（『現職の一国会議員に宛てた、フランスの国王殺し政府との講和案についての二つの書簡』）である。

バークの生前から編纂されていた著作集 *The Works of the Right Honourable Edmund Burke* (1792-1827) のなかに、当初、執筆していた 'Letter to Lord Fitzwilliam' は第四信、遺作となる書簡は第三信として、一連の講和書簡に組み入れられた。現在もこの編集方針が踏襲され、一連の講和書簡は最新の著作集 *The Writings and Speeches of Edmund Burke* (以後、W&S), IX に収録されている (W&S, IX, 44)。『講和書簡 第一信』については、中野ノ

もあって、一般的な流通は遅れたが、ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) は「平和と解放」(*Pacification and Emancipation*, 1786-89年頃)において、国家間関係を表す語彙として、国際 (international) という新語を創作した。新しい語彙の創造や、旧来からある語彙の意味の変容が、社会状況や社会認識の変化を反映しているのだとすれば、18世紀末のブリテンは、国家間関係の変動期にあったと言える。その背景には、アメリカ独立戦争を含む帝国問題や、フランス革命戦争があったと思われる。

このような新語の登場やその流通を追跡することは簡単ではない。初出の特定がcaろうじてできたとしても、その知的コンテクストを復元する作業は難しく、また、国際的語彙に限って言えば、近年に至るまで、その重要性は広く認識されていなかった。思想史家アーミテジが、『近代国際思想の基礎』(邦題『思想のグローバル・ヒストリー』)において (Armitage 2013)、国際思想史を提唱して以降、活発な研究が始まった。本書への批判のなかで重要なものの一つに、Keene (2014) がある。国際政治学のイングランド学派 (英国学派) の流れを汲むキーンは、アーミテジが国際思想史を描き出す際に正典 (canon) に依拠している点を批判し、議会発言やパンフレットなど、国際思想が生成される、より公的な (publics) な場に目を向けるべきだと論じている (Keene 2014, 400-401)。

本稿はこのような研究動向を踏まえ、フランス革命期ブリテンの戦争と平和の言語の特徴を探求すべく、パークの『講和書簡 第一・二信』に反論した一群の政治パンフレットを分析対象とする。『講和書簡 第一・二信』は、ブリテン政府がフランス革命政府 (総裁政府) と講和を結ぶことを批判し、戦争継続の妥当性を主張するために書かれたパンフレットである。パークと反対の立場に立つ政論家は、パークの主張をどのように読解したのだろうか、また彼らはどのような論点を『講和書簡 第一・二信』から取り出したのだろうか、さらに、反論にあたって、彼らはどのような言語を利用したのだろうか。本稿は、『講和書簡 第一・二

、好之編訳『パーク政治経済論集：保守主義の精神』、法政大学出版局、2002年に邦訳がある。訳は適宜改めた。

信』についての現代を代表する解釈を幾つか参照しながら、『講和書簡 第一・二信』を同時代の論争のなかで読解することを試みる。アーミテ이지やキーンの構想からすれば、本稿の試みは国際思想の一断面の描写に過ぎないが、とはいえ、論争を見ることによって、正典からは見えない言語的特徴が浮かび上がるはずである。

1 『講和書簡 第一・二信』公刊とその反応

(1) 『講和書簡 第一・二信』公刊

バークが『講和書簡』を執筆した契機は、出版の前年にあたる1795年10月29日（議会開会の前日）に、駐オランダ大使オークランド（William Eden Auckland, 1745-1814）が公刊した『1795年10月の第4週の戦況についての所感』（*Some Remarks on the Apparent Circumstances of the War in the Fourth Week of October*、以下『戦況』）だった。オークランドは、『戦況』のなかで「平和を実現するための調整の難しさは、かつての戦争時とはまったく異なっている」（Auckland 1795, §. 39）と述べ、現状を講和実現の好機と捕らえた。

「暴君からの解放」や「革命の輸出」を掲げて、戦線を拡大したジロンド派とは異なり、テルミドール派公会は、積極的な戦争をおこなわなかった。そのようなテルミドール派主導のもと、一七九五年憲法（共和暦3年憲法）が制定された。『戦況』出版直後の、1795年10月31日には総裁政府が選出され、続いて11月3日には新政府が動き出すことになっていた。このような情勢を踏まえ、オークランドは戦線が拡大する状況にはなく、対話は開かれていると見た。一方で、対仏同盟は、次々に切り崩されていた。1795年4月にプロイセンがフランス共和国を承認し、同年7月にスペインがそれに倣い、フランスを承認しない大国はブリテンとオーストリアのみとなった（山崎 2018, 241-243; 258-259）。こうした劣勢な情勢のなか、オークランドは、小ピット政府公認のもと、世論に講和を訴えたのである。

オークランドは、バークが和平交渉を支持してくれることを期待して、『戦況』をバークにも一部送った (28, Oct 1795, *Corr*, IX)。だが、バークは、オークランドの期待に反して、交渉反対の急先鋒となった。バークの『戦況』への直接的応答は「フィッツウィリアム卿への手紙」(1795年。死後に出版され、『講和書簡第四信』と名づけられた)に明らかである。「フィッツウィリアム卿への手紙」には、『講和書簡 第一・二信』の議論の幾つかが先取りされているが、ここでは、その代表的な主張の一つである、「フランス」という語彙へのバークの検討を取り上げたい。

この月〔10月。〔 〕は引用者注を示す。以下同様〕の第4週の期間までは、この敵対勢力は、篡奪者と呼ばれ、そう見做されてきた。この第4週に入って、初めて、篡奪した権力という名を変え、フランスという単純な名前を名乗るようになった。フランスという言葉は、まるでこの政府が、革命——この革命はヨーロッパを驚愕させ、恐怖に陥れ、ほぼ制圧しつつある——以前とまったく変わらないで存在しているかのように、こっそり盛り込まれている。この著者〔オークランド〕は言う。「フランスはこれを為すだろう」、「これはフランスの利益である」、「フランスの名誉と寛大さを取り戻す」云々カンヌン。これらはつねに、ただのフランスという名である。これではまるで、我々が共に戦っている政治的戦争の相手が、キリスト教ヨーロッパ・コモンウェルス (the commonwealth of Christian Europe) に古くから認められて、そこに属するメンバーであるかのようにではないか。そしてまた、どちらかが離島や辺境を得たり失って、関税が賦課されたり撤廃することで平和が訪れるという類いの、単なる領土論争や商業論争に、我々が終始してきたかのようにではないか。この人称の変化は、抽象化という奇術なしに行なえなかった。我々はこれまで痛恨の過ちを犯してきた。我々は合法的政府に対する反乱軍と戦っていると思っていた。だが、我々が戦っていたのは、実はフランスの合法的な政治体の友人であり同盟者、まさしくフランスの友人と同盟者だっ

たのである（『講和書簡 第四信』, 1795, *W&S, IX*, 50）。

ここには『講和書簡 第一・二信』の主要モチーフの一つである「キリスト教ヨーロッパ・コモンウェルス」概念が用いられ、「フランス」がそれに含まれていないことが示唆されている²⁾。バークは末尾の皮肉たっぷりの一節に続けて「フランス」をめぐる呼称の変化を睡眠薬になぞらえ、「抽象化、擬人化、非人格を発見した者には、その一万倍の祝福あれ」とオークランドをあてこすった³⁾。バークは、オークランドとは異なり、政権が変わっても、フランス革命政府の性格は変わっていないと見做した。抽象化は個別性を奪い、適切な認識、情勢分析に不可欠な情報を捨象してしまうというのである。

バークは、和平交渉の推移とともに、オークランドの『戦況』批判を主とする「フィッツウィリアム卿への手紙」の執筆を止め、和平交渉そのものを批判するよう戦術を変えた。こうして執筆されたのが、『講和書簡 第一・二信』である⁴⁾。今日のバークの研究水準を示す伝記を著したF. P. ロックは、バークの不安感を踏まえ、次のように、世評を端的にまとめている。「バークは前作『ある貴族への手紙』の成功に貢献した「個性的な味付け」が『講和書簡 第一・第二書簡』にはな

2) 国際政治学者ヒンズリーは、近代ヨーロッパの永遠平和構想史を描くに当たって、正典に止まらず、数多くの一次史料を用いてる点に強みがある Hinsley (1963) において、キリスト教ヨーロッパ・コモンウェルスやそれと類似する語彙が、ルイ14世戦争時に盛んに用いられたと指摘している。「旧来の言葉遣いが相変わらず常態化しており、16世紀に発達し損ねた単一のネットワーク内における重層的勢力均衡という新たな概念の自覚的な受容は、17世紀にいたっても未発達のまま推移した」(ibid., 170-171=253)。大陸においては、ユトレヒト講和条約(1713年)が最後の使用例となったが、「イギリスの場合、政策遂行においても国内世論の動向においても、行動規範の原則は17世紀の意味を持ち続け、その状態がさらにもう一世代継続することになる」とも言う (ibid., 171=254)。

3) 「その一万倍」は、前文の「「最初に睡眠を生み出した者の魂に、祝福あれ」と言ったのは、賢明なるドン・サンチョ・パンサダ」を受けている（『講和書簡 第四信』, 1795, *W&S, IX*, 50）。

4) 本政治パンフレットは1796年3月までに完成していたが、出版者であるジョン・オーウェンとの行き違いがあり、同年10月まで刊行が遅れた。この事情により、『講和書簡 第一・二信』は、正規版と海賊版（オーウェン版）の二種類の版が存在している。正規版には1796年3月以後の情勢が書き加えられている。本稿で取り上げる政論家の多くは、両版に言及している。

いと認識していたので、このパンフレットの評判に自信がなかった。だが、心配無用だった。『講和書簡 第一・第二書簡』は待ち望まれていたパンフレットであり、それに同意しないことがわかっている者でさえ、このパンフレットを読むことを熱望していた」(Lock 2006, 558)。事実、『講和書簡 第一・二信』は、出版から3週間で1万2千部を売り上げた。パークの代表作であり、当時、物議を醸した『フランス革命の省察』(1790年、以下『省察』)の出版後2ヶ月の印刷部数が1万7千5百部(ibid., 332)、パーク生存中の発行部数が3万部とされていることを考え合わせてみれば、今日では滅多に注目されない『講和書簡 第一・二信』は、同時代を席捲した政治パンフレットの一つだったと言える。

パークが一石を投じた講和批判には、幾つかの反論が寄せられた。ジェームズ・マッキントッシュ (James Mackintosh, 1765-1832)、ジョン・セルウォール (John Thelwall, 1764-1834)、ラルフ・ブルーム (Ralph Broome, 1742-1805)ら、フランス革命を支持し、かねてからパークを批判した論者が論争に参戦した⁵⁾。これらの政治パンフレットについては、F. P. ロックと、パーク最晩年期のテキストを編纂し著作集の編者を務めたR. B. マクダウェルに、それぞれのパンフレットの特徴と概略が手短にまとめられている (Lock 2006, 558-60; McDowell 1991, 22-25)。ロックは和平派のパンフレットとして7点挙げているが、筆者が入手できたのは、先に挙げた有名の3点に、2点の匿名のパンフレットを加えた計5点である⁶⁾。本稿はこれらパークの『講和書簡 第一・二信』への反論を明示した政治

5) ブリテンにおけるフランス革命戦争の反戦運動を広範囲に研究したものにCookson (2008)がある。彼によれば、非国教徒を中心とする反戦運動家らは、当初、必ずしもまとまった勢力ではなかった。だが、「平和の友」を自称し、反戦運動を展開していくなかで、一つに結びつき、自由 (liberal) をアイデンティティとして獲得し、19世紀に「自由主義」と呼ばれる運動を準備したと言う。

6) 執筆者やパンフレットの特徴の概略については、76~81頁を参照。

マクダウェルは、ウィリアム・ロスコ (William Roscoe) のパンフレットに言及しているが、これも筆者は入手できていない。この他、風刺画家ジェームズ・セイヤーズ (James Sayers, 1748-1823) は、『Thought on a Regicide Peace』を発表し、「威厳ある余暇」(otium cum dignitas)と書かれた椅子に座り、妄想に耽るパークを描き、『講和書簡 第一・二信』を諷した。

パンフレットを分析し、バークの政治パンフレットがどのように読まれたか、また、バークの主張に対して、彼らがどのような言語を用いて反論したかについて明らかにしたい。

(2) 『講和書簡 第一・二信』 概要

分析を進める前に、バーク『講和書簡 第一・二信』の概要をまとめておく。『講和書簡 第一・二信』の主題は明白である。先に「フィッツウィリアム卿への手紙」で触れたように、総裁政府の性質は、国王を殺したジャコバン政権と同様であり、ゆえに妥協の余地はないことを前提に、フランスとの戦争は、ブリテンのみならず、ヨーロッパ文明の存亡を賭けた戦争であること、和平は「革命的な価値への降伏を意味すること、そしてそれゆえに、和平を結ぶべきではないこと、また、同盟諸国は各国の個別利益を克服し、共通の理念のもと対仏同盟を更新すべきことが書かれている。だが、このような主張が順序よく整理されているとは言い難く、また、フランス革命への反感と豊かなレトリックの糸が織り交ぜられていることも相俟って、要約は難しい。反論パンフレッターの一人セルウォールは、

政治論争の達人さま〔バーク〕がお書きになった全体的な意味と本当の目的を知りたければ、ページや段落という通常の繋がりを通して彼を理解するのではなく、彼の作品の主要な特徴と態度を探し出して、非常に狡猾に分けられた支離滅裂な三段論法の各部分を組み合わせて、自分自身の包括的な結論を出さなければならない (Thelwall 1796, 13)

と述べた。また、ブルームは、

和平の妨げについて考えるにあたって、さまざまな種類の反対意見がありうることは明らかである。したがって、これらの反論は、異なる方法で整理さ

れるべきだし、重要性の度合いも多様であろう。これらの反論は、パーク氏の書簡が少なからぬ寄せ集めで成り立っていることに対応している。しかし、パーク氏は、ローマの詩人がもつ「配列の明快さ」(*lucidus ordo*)の点で秀でていうよりも、「流暢さ」(*facundia*)の点で際立っているのだから⁷⁾、書簡を適切に分類することは簡単なことではない。彼の宝物や宝石は、多種多様な東洋的な気前の良さが溢れている。それだから、それらを正しく吟味し、評価するためには、選択と整理が不可欠である (Broome 1796, 43-44)。

「支離滅裂な三段論法」、「寄せ集め」という辛辣な評価に加え、『講和書簡 第一・二信』論評にあたって、ブルームの「選択と整理」という言葉に約言されるような態度は、本稿で扱う政論家に大なり小なり見られるものであり、彼らは各人が重要だと見做す論点を幾つか取り出して、論評、反論するというスタイルを採っている。このようなスタイルは、反論という形式に起因するところもあるとはいえ、『講和書簡 第一・二信』の複雑な構成やレトリックに応じることの難しさを映し出している。

本稿で取り上げる政治パンフレットのなかで、簡素ではあるが、『講和書簡 第一・二信』の順序に即して内容を要約している、マッキントッシュの概要を紹介したい。マッキントッシュによる『第一信』の概要は次の通りである。

著者〔パーク〕は、本書の1ページから24ページ〔*W&S, IX, 187-200*〕において、戦争と和平に関するブリテンの気質についておおまかな所感を提示している。24ページから61ページ〔*ibid., 200-221*〕において、彼は、ブリテンとフランス共和国のあいだですすでに為された交渉、ないし交渉に向けた予備

7) ホラーティウスからの引用である。「詩を書くなら、自分の力に合った題材を選ぶこと。そして自分の肩に何が担えるか、何が担えないか、時間をかけてよく考えること。自分の力であつかえる題材を選ぶ者は、流暢さにも配列の明快さにも欠けることはないだろう」(ホラーティウス 1997, 233)。

的取り決めについて考察している。61ページから89ページ〔*ibid.*, 221-236〕は、主として、大同盟形成に関して、ウィリアム王〔ウィリアム3世〕の政策と現在の状況を比較することに費やされている。89ページから112ページ〔*ibid.*, 236-249〕まで、バーク氏は、ヨーロッパ諸国の宗教、統治、法律、マナーズの安全性や存在さえもが、フランスの制度と相いれないことを証明することに専念している。112ページから129ページ〔*ibid.*, 249-263〕における彼の目的は、すべての国家は自国の平穏と安全保障を脅かす体制を破壊するために、戦争をおこなう権利だけでなく、その義務を負うという主張を立証することにある。129ページから、『第一信』の結びである138ページ〔*ibid.*, 263-264〕におけるもっとも重要な問題は、続刊の一連の書簡の主題となるであろう諸問題を提示することにある（Mackintosh 1796, 310）。

続いて『第二信』を、マッキントッシュは次のように整理している。

139ページから156ページ〔*W&S*, IX, 264-273〕まで、バーク氏は、この戦争の目的と当初の原理について述べ、連合国の行動を一様に特徴づけてきた原理——この原理は疑いなく、現在のヨーロッパを苦しめている惨事の大きな原因の一つである——からの不名誉な逸脱について、自由と活動力に加えて正義感をもって、非難している。156ページから188ページ（結論）〔*ibid.*, 273-296〕にわたって、彼の努力は、フランスの君主政を転覆させた革命のもっとも強力な源泉の一つに、征服の精神と軍事共和国——フランスの強大化にもっとも適した統治形態——があるという考えを証明することに向けられている（Mackintosh 1796, 310）。

2 現代の『講和書簡 第一・二信』解釈傾向

本節では、国際政治学と思想史学において、『講和書簡 第一・二信』がどのよ

うに解釈されているのかについて、一瞥しておきたい⁸⁾。本節で紹介する国際政治学のイングランド学派（英国学派）は、正典や国際法史から国際社会を再考するという点に特徴があり、なかでも、その学派の創設期は、国際社会論の系譜やその分類に注力した。他方、思想史学については、ケンブリッジ学派を例にとれば、正典を重視するという点は同様であるが、正典を通史的ないし同時代の言語慣習というコンテキストのなかで読解する点に特徴がある。

(1) 国際政治学の『講和書簡 第一・二信』解釈

イングランド学派を代表する論者の一人ウェルシュは、『講和書簡』を含む、バークの対仏戦争に関する一連のパンフレットを分析し、その見解は今日の標準的な解釈となっている。彼女は、対仏同盟を、主権国家を超えた社会的・文化的秩序に基礎づけようとする点に、バークの知的営為と他の思想家と比較したときの特徴を見出す。ウェルシュによれば、社会的・文化的秩序は、1. キリスト教、2. 君主制の統治原理、3. ローマ法の遺産、4. ゴートの習慣、5. 自由貿易と経済的依存関係、6. マナーズと文化的習慣 (mores)、7. 親密さから生じる同感の7つのモジュールで構成される (Welsh 1996, 174=220)。彼女が特に強調するのが、マナーズと同感であり、それを論拠づけるために彼女は『講和書簡』から次の一節を引用する (ibid., 175=222)。

諸国家間の交渉において、我々は法規の文言にあまりにも依拠する傾向がある。(中略)⁹⁾。人々は互いに、文書や印章で結びついているわけではない。互いに似ていること、一致していること、同感することによって、連携するよ

8) 本節は、苜谷 (2018, 41-52) を再構成したものである。

9) ウェルシュが中略した箇所は次の通り。「条約や協約の形式を過大評価しがちである。相手の利益をかれらの協定の担保として信頼できる場合は、我々はなおさら賢く行動しない。[だが]。利害はしばしば協定を反古にし、激情が両者を踏みにじる。[したがって] そのいずれかを全面的に信用することは、我々の安全を軽視することであり、あるいは、人類をまったく知らないかである」。

うになるのだ。このことは個人同様に国家においても当てはまる。法、習慣、マナーズ、生活習慣での一致ほど、国家間の友好の絆として強いものはない。これらは自分たちが結んだ条約以上の力をもつ。これらは心に刻まれた義務である。(中略)¹⁰。暗黙で不可視であるが、疑う余地のない習慣的な相互交流という緊密な関係によって、彼らはひとつに結びつく。たとえ彼らの頑固な訴訟好きの性質が理由で、明記された義務が不明確になり、口論や対立に発展することになってもである(『講和書簡 第一信』, *W&S, IX, 247=913*)。

ウェルシュに先立ち、同じくイングランド学派の先学、マーティン・ワイトやR. J. ヴィンセントが引用したことで知られるこの一節は、今日、『講和書簡』のなかでもっともよく知られた一節となっている。「暗黙で不可視」だが「習慣的な相互交流」によって、ヨーロッパは、主権国家による多元性と同時に、それを超える同質性によって維持されていると考えた。すなわち、バークのヨーロッパは、文化的類似性を背景に「一定の自律性と脱中心化」(Welsh 1996, 173=220)をもつ社会だとウェルシュは解した。

ヴィンセントがいち早く注目し、ウェルシュがより深く考察したのが、このような社会的・文化的秩序と敵対する秩序に対して、バークが武力行使を含む介入を正当化するための理論構成である。彼女は『講和書簡』から次の一節を引用し、バークに特徴的な議論を見出す (*ibid.*, 181-182=230)。

独立国家間のように、任じられた裁判官が存在しない場合は、近隣関係そのものが自然的な裁判官である。これ〔近隣関係の法 (*law of civil vicinity*)〕によって、我々は、予防のために自分自身の権利を主張でき、また、救済のために報復の権利を主張できる。(中略)¹¹。この原理は、これ以外もそうであ

10) 中略箇所は次の通り。「これらによって、人々は、知識がなくても、また時には自分たちの意図に反しても、互いに接近するのである」。

11) 中略箇所は次の通り。「隣人はお互いに隣人の行為について知っている」と推定される。「隣人

るように、個人について言えることが国家についても妥当する。この原理によって、ヨーロッパの広範囲にわたる近隣関係に、危害が及ぶ迷惑行為 (nuisance) の建立となりえる、あらゆる大きな革新 (capital innovation) について知る義務が課せられ、それを阻止する権利が授けられてきたのである (『講和書簡 第一信』, *W&S, IX*, 251=917)。

バークは、隣国が迷惑行為となり得る革新に及べば、その革新を阻止する権利があるという見解を示したが、その論拠を明示することはなかった。

ウェルシュによれば、『講和書簡』は、近代ヨーロッパの国家間関係が、主権国家体制と、文化的類似性という共通基盤による二層的な「社会」であることを発見したテキストであり、またその類似性に反する政府がその内部から現れた場合には、それを排除するメカニズムをもつ政治プログラムなのである。

(2) 思想史学の『講和書簡 第一・二信』解釈

思想史学において、『講和書簡 第一・二信』はどのように解釈されているのだろうか。ここでは、思想史学のなかでも、同時代の論争軸と言語慣習のもとに正典 (ただし、「正典」が歴史的に評価された、「創られた」テキスト群であることに自覚的であり、非「正典」を扱うことの重要性も説く) を置き、通史ないし同時代の言説空間を再構築したうえで、人物、概念、言説を解釈するケンブリッジ学派と呼ばれる研究集団を例にとりたい。

思想史家イアン・ハンプシャー・モンクは、バークの主張が「国際関係についての主要な学派を刺激してきた」こと、そして、なかでもイングランド学派がバークを「[「国際社会」(international society)の中心的概念の生みの親と見做している」(Hampsher-Monk 2005, 66)と彼らの特徴を手短にまとめたうえで、前項で見たウェルシュが「18世紀には国家主権や非介入といった観念が普及していた」

ゝ人は隣人の行為を知るものと推定される」(*Vicini vicinorum facta praesumuntur seire*)。

(Welsh 1996, 179=227) ことを前提に、バークのテキストを読解している点を問題視する。

18世紀後半の国際法は自然法、実定主義的な国際条約、外交協約、万民法即ち諸国民の法——この法はローマ法の一部であり、相互関係における異なる政治共同体の共通の実践を体系化することを主張する——からなる、パッチワークだった。万民法の帰納的な観念は、伝統的な自然法と混合される傾向にあった (Hampsher-Monk 2005, 66)。

ハンブシャー・モンクは、18世紀後半の国際法がこのようなパッチワークでできている、国家主権や非介入という近現代的な国家間関係の原則はまだ確立していないと言う。言い換えれば、バークを含む政論家は、自分にとって都合がいい諸説を都合よく利用できる環境にあった。バークのテキストは、このようなコンテキストのなかで読解される必要がある。したがって、以下のハンブシャー・モンクの解釈に顕著のように、バークに利用可能な言語は豊富にあったと見做されるべきであり、彼はそれを首尾よく活用したことになる。

バークは、ある特定の体制に反対するイデオロジカルな運動を追求してきたわけだが、国際法はこの運動のための明白な基礎を与えなかった。だが、ヨーロッパは、法-文化的 (juridico cultural) な単一の統一体であると認識することによって、統一体内の国家間関係を、国際法——諸国民の法——の一部としてではなく、ある特定の国家内部の国内関係として認識することができた。この概念的な移動によって、バークは、ローマの私法および国内法を利用することができるようになった。バークは、もしヨーロッパが法とマナーズを共有する一つのコモンウェルスであれば、この法的統一体内では「国家にとって真実」であるものは「個人にとって真実である」と主張した。この主張は、ヴァッテルおよび近代自然法の伝統が、このフレーズによって主

張しようとした意味とは異なるものだった。バークの指摘によれば、ローマ法の内部で諸個人は、彼らの私的財産を有害に用いる隣人に対して、幾つかの対策をもつ。そして、この対策は、ヨーロッパのコモンウェルスに属する諸国家に類推適用できうる。こうした対策に訴える根拠は、自然法理論に固有な危険な抽象概念ではなく、実定法に依拠する (ibid., 97)。

ここには、バークが、ヴァッテルら「近代的」な国際法学の伝統と異なる言語を利用する姿が描かれているが、重要な点は、彼が中世的伝統へ回帰しているわけではなく、二国間条約などの実定法に依拠して、自らを正当化しようとしていた点であろう¹²⁾。一方で、バークの言語利用の仕方に限って言えば、ハンプシャー・モンクは、ウェルシュと解釈を異にする。だが、その国家間関係の基本的認識をめぐっては、ヨーロッパが「法とマナーズを共有する一つのコモンウェルス」であることがバークにとって重要だという点において、ウェルシュらイングランド学派の解釈と類似している。

また、ケンブリッジ学派のバーク研究を代表するリチャード・バークは、Bourke (2009) において、バークはいかなる「学派」の創設者でもないと断り、イングランド学派との距離感ないし問題関心の相違を示す書き出しで考察を始める (Bourke 2009, 91)¹³⁾。Bourke (2009) の考察対象が、基本的に1793年までのバークのテキストに限定されていることもあって、上記の先行研究と厳密に比較しづらいが、リチャード・バークがバークに見出す国際政治上の貢献は、「国際政治における決定的な問題は、統治形態よりも「力」にある」(ibid., 96) という分析にある。た

12) しかしバークが本格的に条約に言及するのは、『講和書簡 第三信』においてである。そこでは、1763年のパリ条約、1783年のヴェルサイユ条約、1748年のアーヘンの和約が論じられている (『講和書簡 第三信』, W&S, IX, 337)。

13) ただし、両者は没交渉なのではない。この論文がイアン・ホールとリサ・ヒルが編纂する *British International Thinkers from Hobbes to Namier* に収録されていることから示唆されるように、ケンブリッジ学派とイングランド学派の対話が成立している点は注目に値する (Bourke 2009, 109)。

だし、ここでいう「力」は、経済力や軍事力に限定されない。バークの独創性は、意見やドグマ（とくに平等主義）がもつ大きな力を発見し、その強い伝染力によって国境を浸透することを発見した点にあった。バークが国家間関係のなかでも近接性という概念の重要性（あるいは警戒心）を早期から説いていたのは、彼が、ある種の思想が国境を浸透し既存の統治体制に影響を及ぼすほどの力をもつ点を懸念していたからなのである（ibid., 93; 97-98）。こうした文脈のなかで、リチャード・バークは、『講和書簡 第二信』を「熱狂主義はたしかに情熱主義の形態をとりうる」（ibid., 108）という考えの表明と受けとめた。

また、Bourke (2015) は、バークの認識するヨーロッパの国家間関係について、『講和書簡 第四信』（「フィッツウィリアム卿への手紙」）と『講和書簡 第一信』の連続性を強調しつつ、次のように考察している。

『講和書簡 第四信』において、バークは、ヨーロッパの政府は、「事実上」、統合した「共和国」を構成してきた、という共通基盤を思い出させた。この点は、彼が翌年に『講和書簡 第一信』のなかで強調したように、フランスは、ヨーロッパの、古来の「政治的交流 (politick communion)」を放棄したが、この政治的交流は、宗教的そして法的な類似性 (affinities) によって支えられたものだった。ヴァッテルによれば、外交、交渉、利害という結び付き、条約義務が、ヨーロッパを「ある種の共和国」としたのだった。しかし、バークは、決してこのヨーロッパの「コモンウェルス」を、法的結合体と見做したわけではなかった。この「コモンウェルス」は、共通の主権の不在における協調状態 (in a state of concord) のなかで存在するコミュニティだった。調和による結び付きは、紛争の激しさを減じ得るし、「類似性」、「一致」(conformities)、共感のおかげで意見の一致を確立することができる (Bourke 2015, 911-12)。

『講和書簡』で描かれるコモンウェルスは、リチャード・バークによって「共通

の主権の不在における協調状態」と要約され、各国はこのコモンウェルスにおいて「意見の一致」を見出すことができるという。このような認識はイングランド学派にはないものだった。とはいえ、ハンプシャー・モンク同様に、イングランド学派とは異なる問題関心、接近法を取りつつも、リチャード・バークも『講和書簡 第一・第二信』の特徴を、コモンウェルス論に見出している点に違いはない。

以上、本節では、『講和書簡』を分析の俎上とする今日の代表的な論者が、『講和書簡』の何に注目し、またそこからどのような一般化をおこなったのかを見てきた。次節では、主題に立ち返り、『講和書簡』を同時代の論争史のなかで読解する。ウェルシュに限らず、国際政治学においては、国際法史の知見も借りながら、グロティウス、プーフENDORF、ヴァッテルらの正典との関係のなかで、バークの議論を位置づける傾向がある。一方、思想史学、とりわけ、言語慣習や言い回しに着目するケンブリッジ学派であっても、『講和書簡』の論争そのものには、まだ立ち入ってはいない。

両研究集団ともに、バークが直接、反論、説得を試みようとしていたテキスト群とは向き合っていないという意味で、彼らの論理構成は、いわば空中戦である。本稿もまた、バークの独創性はヨーロッパ・コモンウェルス論にあるという主張に異論はないものの、同時代人（特にバークに反論する政論家）がこのような認識を共有していたのか、また、もしそうであるならば、バークの主張に対してどのように反論したのかを明らかにしたい。

3 反『講和書簡』の政論家たち

『講和書簡 第一・二信』への批判を検討する前に、著者や各パンフレットについて概略しておく。

ジェームズ・マッキントッシュは、バークの『省察』に反論した政治パンフレット『フランス擁護』(*Vindiciae Gallicae*, 1791年)の執筆者として、同時代にお

いても名高い存在だった。彼は、非国教徒が経営するリベラル系の雑誌『マンズリー・レビュー』(*Monthly Review*)に『講和書簡 第一・二信』の書評を二号にわたって連載し(1796年11月・12月号)、フランスとの戦争は不当かつ不必要だとバークの主張に反論した。本書評は当時の一般的な慣行に従って匿名で掲載されているが、マッキントッシュがバークに宛てた書簡から、本書評の執筆者がマッキントッシュであることは間違いない(22 December, 1796, *Corr*, IX: 192-193)。本書評は、雄弁とその危険、法の支配、世論、国家間関係の4つの論点で構成されており、紙幅の4割が雄弁に割かれ、それと関連する法の支配、世論と合わせると、7割がバークが主題とする国家間関係とは異なる事柄に紙数が費やされていることになる¹⁴⁾。また、本書評は『講和書簡 第一・二信』から8つの長文を抜粋したうえで、批評している点も特徴的である。

『体制側強奪者に抗する自然権』(*The Rights of Nature against the Usurpations of Establishments*, 1796年)¹⁵⁾との書名で『講和書簡 第一・二信』に反論したジョン・セルウォールは、ジャーナリストであり、ロンドン通信協会の設立に携わるなど、民主政を擁護する活動家として名を馳せた¹⁶⁾。彼の目は、とりわけ貧しい人びとに向けられている。思想史家イアン・ハンプシャー・モンクによれば、セルウォールは、18世紀後半に活躍した多くの急進派と同様の「厳格かつ歴史的に理解されてきた自然権と、(職人向けの)掴みどころがない効用の概念」の中間に位置する(Hampsher-Monk 1991, 16)。本パンフレットは、通常、和平交渉というコンテキストが捨象され、急進的政論家「ゴドウィンの主題を継承した」著作であり、「急進的な自然権論者が直面していたジレンマに解答」した著作と解され

14) マッキントッシュの書評のほとんどが、雄弁を中心に論じられていることについては、荻谷(2021)で詳しく論じた。81頁も参照。

15) 正式なタイトルは、*The Rights of Nature against the Usurpations of Establishments. A Series of Letters to the People of Britain, on the State of Public Affairs, and the Recent Effusions of the Right Honourable E. Burke.* (『体制側強奪者に抗する自然権：公的な諸問題の状況およびバーク卿が最近、ほとぼりした言葉について、ブリテン国民に宛てた一連の書簡』)である。

16) 1790年代のセルウォールの略歴については、吉田(2019)を参照。

ている (ibid., 7)。

「体制の横暴を擁護する者のなかでもっとも手強いのはバークだけ」(Thelwall 1796, 93) と評するセルウォールは、バークが『講和書簡 第一・二信』において設定した論点を、1. この国(ブリテン)のジャコバン主義の精神を根絶させる方法¹⁷⁾、2. 現在の統治制度の素晴らしさとそれを揺るがそうとすることの愚かさ、3. 現在の戦争の正当性と妥当性の3つだと読み解くが、セルウォール自身、この著作で詳細に検討したのは1つ目の論点のみだと断っている (ibid., 92-94)。また「私自身は和平を切望してはいないが、この問題について率直かつ公正に論じたい」(ibid., 52) との一節が補足的に挿入されている箇所があり、切望していない理由は不明ながら、彼の関心がそもそも国家間関係にない可能性もある。彼は、読み手が、議論が主題から脱線していると感じることを恐れてか、たびたび、バークによって貶められた国内ジャコバンの名誉を回復することこそが、国王殺し講和を論じるうえで重要だと繰り返す。

『バーク氏著『講和書簡 第一・二信』への非難』(Strictures on Mr. Burke's Two Letters, addressed to a Member of the present Parliament, 1796年。以下『非難』)を書いたラルフ・ブルームは、インドに派遣され、ベンガル軍の大尉を務めた経歴をもつ。帰国後は、パンフレット作家、風刺家として活躍した¹⁸⁾。バークと敵対していた元初代インド総督ウォーレン・ヘイスティングス (Warren Hastings, 1732-1818) を擁護する著作を発表するなど、『講和書簡 第一・二信』以前から、バークを攻撃、風刺の対象としてきた。『非難』においてブルームは、バークの『省察』を「対外戦争のきっかけ」となった著作と評し、また、『講和書

17) 主としてコウルリッジを対象とする研究ではあるが、セルウォールを含む当時の急進的活動家がジャコバン主義という語彙をどのように理解していたのかについては、立川(2007)が詳しい。

18) ラルフ・ブルームについての研究は数少ないが、Agnani (2017) は貴重な例外である。ブルームの略歴は Agnani (2017, 173-74) からまとめた。アグナニによれば、「ブルームは、ジャコバン主義との類似性の観点から、晩年のバークが「インディアン主義」と呼び始め、彼が当時、二大悪と見做したものを拾い集めた」(ibid.)。

簡 第一・二信』を「消えかかっている怒りの火をまた燃やそうとしている」著作であり、「市民の騒乱の前触れ」と解す。かつて「自由の擁護者」だったバークは、今や「もっとも悲惨で残酷な戦争を勧める、公然かつ紛れもない扇動者」となったと酷評する (Broome 1796, 5-8)。

2つの匿名パンフレットについては、説明が難しい。『バーク大先生への政治的反論』(*The Retort Politic on Master Burke*, 1796年。以下『政治的反論』、著者名は、以下の理由により「初学者」とする)は¹⁹⁾、サブタイトルに「先生の学校で学ぶ初学者、ただし別のクラスの生徒」という差出名が挿入されている。「別のクラスの」という形容が仄めかしているように、初学者を装っているとはいえ、いささか挑発的である。実際、本パンフレットの冒頭には、「最近になって、若い将軍が老練者を攻撃し、勝利を収めることがあります。若い市民が年老いた政治家を赤面させているのです。私は、閣下が同じような目にあうなんて思ってもおりません。そのようなことは絶対にあってはなりません」(Anonymity 1796a, 2)という一節が置かれ、表向き、下手に出てはいるものの、かえって容赦ない攻撃を予感させる書き振りである。また「初学者」は、本書全体の傾向を「戦争！戦争！戦争！」と説明し、読み手を煽り立てる (ibid., 26)。

一方、もう一つの匿名パンフレットには、『フランスとの講和についての考察』(*Thoughts on a Peace with France*, 1796年。以下『講和考察』)²⁰⁾という簡素なタイトルが付されている。この匿名の筆者は、バークが批判対象とする「選択された時期と交渉を強く求める方法が、[バークによって]不適切に考察されたもの

19) 正式なタイトルは、*The Retort Politic on Master Burke, Or a Few Words en Passant: Occasioned by His Two Letters on a Regicide Peace from a Tyro of his Own School, but of Another Class* (『バーク大先生への政治的反論、あるいはついでに浮かんできた幾つかの言葉：先生の『講和書簡 第一・二信』に触発されて。先生の学校で学ぶ初学者、ただし別のクラスの生徒より』)である。

20) 正式な書名は、*Thoughts on a Peace with France: With Some Observations on Mr. Burke's Two Letters, on Proposals for Peace with the Regicide Directory* (『フランスとの講和についての考察：国王殺し総裁政府との講和に向けた提案に関するバーク氏の『講和書簡 第一・第二信』をめぐる幾つかの所感』)である。

ではないかどうか」(Anonymity 1796b, 4)を検討するという。この一文に続けて「この検討は、この戦争の情勢、同盟関係の性質、この国〔ブリテン〕の置かれている状況、起こり得る財源問題、そして最後に、平和か戦争かという主題に関して議会外から集められる限りの国民の一般的感覚と願望〔の5点〕をどう評価するかにかかわるだろう」(ibid.)と論点を切り分ける。本パンフレットは、おおむね、これらの論点に即して展開されている。

ただし、本パンフレットのユニークさは、これらの論点のなかでも「財源問題」にフォーカスしている点にある。詳しくは後述するが、『講和考察』の比較的冒頭部分に、「戦争は摂理が人類に与えたもっとも厳しい災いであり、できれば避けるべき」ものとした上で、「商業国、そして世界の商業をほぼ独占している国であれば、賢明な政治家は誰もこの真実に反論しないだろう」(ibid., 7-8)と述べ、匿名氏は、ブリテンには賢明な政治家がいないとでも言いたげである。この一節には、本稿で取り上げる他のパンフレッターにはない、利益に立脚する姿勢が、よく現われている。これは、本パンフレット全体を通底する視座である。ただし、彼が用いる利益の言語は、単なる自国中心主義ではなく、啓蒙の時代にふさわしいそれと考えていた節がある。

古代、そして野蛮な時代においてさえ、このような断固とした敵意を見出すことはめったにない。「カルタゴは滅ぼさなければならぬ」(*Delenda est Carthago*)という言葉は、ローマ人の容赦のない耳に恐ろしく響いたはずである。そしてその憂鬱な光景は、その征服者〔ローマ人〕の涙を誘った。では、この啓蒙の時代——知識、哲学という感性、宗教の緩やかな戒律によって、我々は改良された——において、人間の状態が到達したあらゆる改良とまったく異なる言語をもつことができるのだろうか (ibid., 4)。

この一節は本パンフレットのなかで例外的ではあるのだが、野蛮と啓蒙が対比され、バークの推奨する戦争は野蛮にも劣るという構図、そして啓蒙を「知識、哲

学という感性、宗教の緩やかな戒律」に換言し、それによって「我々は改良された」という言説から、このパンフレットのなかに、セルウォールの民主政論とは別種の「近代的」な思想群を看取できる。

文学者であり、美学や修辞学の観点から、バークを含む18世紀後半の言説を分析したボルトンは、マッキントッシュの『フランス擁護』が想定する読者を中流階級と解し、バークが想定する読者と同程度だと考えた (Boulton 2010, 153)。マッキントッシュほどではないにしても、どのパンフレットも、ラテン語や英語の格言、歴史的事例が参照され、概して、教養のある読者を想定していると思われる。

4 反『講和書簡』の言語：反レトリック・国内統治・国家間関係

(1) 反レトリック

『講和書簡』に反論する論者が一様に指摘するのは、『講和書簡』の修辞的性格である。

マッキントッシュは、デモステネス、キケロ、ミルトンなど雄弁や修辞に関わる古典的テキストを引用し、バークの雄弁の才を称えながら、彼がその才能を、戦争を扇動するという誤った使い方をしている点を批判した。この書評は、キケロを引用した一節、すなわち、「権威ある演説」により、市民の武器である知性が解かれてしまえば、「間違いなく、人々の愚かさや恐怖によって、平和の擁護者の行く手が阻まれることになるだろう」(キケロ『ブルトゥス』1-7)で閉じられる (Mackintosh 1796, 451)。読者はバークのレトリックの魅力と危険性を教わり、それらと距離を置くことを勧められる。

「初学者」の『政治的反論』は、「あなたが近代的な話術に長けていること、そして、それを有益に活用していることは、間違いなく、あなたに達人 (master) の称号を与える」としながらも、その話術は「心地のいい影響力とお世辞だらけの満足感」を与えるものに過ぎないと、辛辣である (Anonymity 1796a, 3)。

あなたの著作に見られるこの光輝く蒸気は、修辞学的な種類のリンに過ぎません。それは光を放ち、ときには炎を上げることもあります、けっして温かくはない。自然科学者たちは、多くの腐敗した物質が光を反射していることを教えてくれますが、あなたのそれも、腐敗物が放つ光と代わらないのです。とはいえ、あなたの『講和書簡 第一信・第二信』は時期に適った著作であり、どんな狂気の状態にある陪審員にかけられても、当分のあいだ、正常な精神の判決を得るのに適した、整然とした配置となっています (ibid., 4)。

時期に適った点を評価しながらも、また「当分のあいだ」という留保をつけながら、一定の高い評価を下しているとはいえ、バークの修辞を「腐敗物が放つ光」になぞらえる点は口さがない。

読者は、あなたの言語にちりばめられた花々に目を奪われ、それに付随する表現や比喩に想像力をかき立てられ、目まぐるしく続くあなたの雄弁に、一瞬、なす術もなく巻き込まれてしまいます。しかし、あなたが読者を陥れた、あるいは読者をおびき寄せた険しい道から、読者が抜け出すやいなや、彼自身の理性が彼を再び支配し、声を大にしてこう叫ぶでしょう。「この途方もない革新の精神はどこから来たのか」 (ibid., 21-22)。

マッキントッシュがバークの雄弁さを認めざるを得なかったがゆえに、その危険性を説くという戦術を採ったのに対して、「初学者」は、読み手がぬけぬけとバークの「呪い」にはかからないとする。セルウォールも、「あなたはどのようにして無意味なものを魅力的にし、まったくの悪意を魅了的にする力をもっているのか (Thelwall 1796, 52) とおののきつつも、「初学者」と同様に、読み手がバークの意図を見破ることを期待する。

すべての比喩 (metaphor) は寓喩 (allegory) に、すべての装飾 (embellishment)

は余談に、そしてすべての余談は、多弁なエピソードとなる。しかし、パーク氏の頭脳の稚拙さを推定する読者は、この理由により、パーク氏の洞察力を信用しないだろう。「これが狂気であるにしろ、そこには計画性がある」。この散漫で狂乱的な作品のなかには、非常に深い意図と陰湿な政策がある (ibid., 12)。

「これが狂気であるにしろ、そこには計画性がある」は、シェークスピアの『ハムレット』のセリフである。このように、パークのパンフレットを「狂気」の沙汰として一蹴するのではなく、邪悪な計画性を見抜くことが必要だと言う。さらに彼は「優雅さ、美しさと崇高さ、膨らみのあるプロポーション、洗練されたシンメトリー。これらのファブリックの効果がその通りであるなら、それらは憎むべきもの、呪われるべきもの」 (ibid., 17-18) と述べ、パークのレトリックを拒む。

匿名の『講和考察』は、「フランスの殺害された君主政の蜂の巣から生まれた、新しい秩序」をパークが「魔法のペン」を使って「ものすごい姿をした未完成の化け物」と描写したと記し (Anonymity 1796b, 47)、ブルームは、パークのレトリックを「魔法使いの呪文」 (Broome 1796, 9) になぞらえた。

このように反対論者らは、『講和書簡 第一・第二信』のレトリックを一様に批判ないし警戒した²¹⁾。パーク自身、本パンフレットに限っても、レトリックを意識していることは明白である。例えば、次の引用は、パークがブリテンの政府声明を雄弁と評するにあたり、修辞学の術語を使用し、またその観点から評価を下していることを示す。

私は、1793年10月29日に出された〔ブリテンの〕政府声明——私は、依然、これが合法的だと考えている——によって、このようなあらゆる感情〔ブリ

21) こうした反レトリックの言説は、納富 (2015) や坂口 (2013) が指摘する意味での、レトリックの伝統——プラトンに端を発する「哲学」とは異なるヨーロッパの系譜——があり、パークがそれに属していることを示唆する。

テン政府がフランスへの不当な憎しみを捨て、人類 (humanity) の声を聞くべきだとするフランス側の主張] に対して十分な備えができており、この声明は今なお、私の耳に鳴り響いている。〔略〕この声明は、これまでに発せられたあらゆる政府の文書のなかで、もっとも雄弁であり、また完成度の高い文体で書かれ、トピック (topics) の選択はもっとも思慮深く、配列 (arrangement) はもっとも整然としており、潤色 (coloring) もまたもっともゆたかで、それでいて少しの誇張もない。ある古代の著述家 (プルタルコスだと思う) は、「聴衆の心に刺を刺した唯一の雄弁家」と呼ばれるペリクレスの雄弁について、幾つか詩を引用している。ペリクレスと同様に、この声明の雄弁さは、真の人間性 (humanity) の感性と矛盾せず、むしろ感性を強化するものであり、私の心には皮膚以上に深く刺さった刺が残っている。この刺は、殺人者が外科であらゆる手を尽くして取り除こうとしても取り除くことはできず、また、この刺が生み出した胸の高鳴りは、強奪や没収という皮膚を和らげる湿布薬をもってしても和らげることはできない。私はこの共和国を愛すことができない (『講和書簡 第一信』, *W&S, IX*, 219-220=884-885)。

バークにとって戦争は栄光の獲得に単純化されてはならず、普遍的で規範的な語彙で語られなければならない。次の一節から、ルイ14世との戦争時のブリテン政府がそうであったように、今はバーク自身が国民を説得しなければならず、自分にはそれができるという自らの修辭の技量への自負が伺える。

18年近くにわたって行われたルイ14世との大戦争で、政府は国民を納得させる (satisfy) ための努力を惜しまなかった。政府は栄光への欲求に突き動かされていたが、栄光が彼らの最終目的ではなく、宗教、法律、自由、そして自由人として、イングランド人として、偉大なキリスト教共和国の市民として、彼らが心に抱いているもののすべてが、今、危機に瀕しているのだ、と

語ったのである (ibid., 237=903)。

以上見てきたように、バーク自身を含め『講和書簡 第一・第二信』の論点の一つに、レトリックがあったことは間違いない。以下ではレトリック以外の論点に分け入っていくが、その際、マッキントッシュの問題設定が参考になる。マッキントッシュは問題を三つに切り分ける。1. 外国の内政状況が正しい戦争の根拠となりうるか、2. 戦争の継続や、同盟諸国の連帯を強めることを求めるバークの提案が目的に対して妥当かどうか、3. この戦争に付随する、宿された悪は何か、の3点である (Mackintosh 1796, 440-449)。本稿は、マッキントッシュに限らず、本稿で取り上げる政論家が同様の問題設定をしていることから、1と2の論点、すなわち国内統治と国家間関係にしたがって議論を整理したい。

(2) 国内統治：内政問題

国内統治については、革命、公衆、財政の3点が論点となっている。

① 革命と公衆

反戦論者のなかでも、フランス革命を支持する者、それに懐疑的な者が混在しており、彼らの立場は必ずしも一様ではない。たとえばマッキントッシュは「これら革命の遠因は、有益な場合もあれば悪質な場合もあるが、革命に伴う悪はつねに大きくかつ悲惨であり、革命の行く末は必然的に不確かで偶発的であった」(Mackintosh 1796, 440)と述べ、反戦という立場は堅持、共有するものの、革命自体には冷淡である。

彼らのなかでもっとも明瞭にフランス革命を支持するのが、セルウォールである。彼は、マッキントッシュのような革命解釈をとらない。

変化 (change) という言葉は意味が曖昧であり、ある状況下では、曖昧なものには必ず最悪の解釈が付される。したがって、変化、革命 (revolution)、

改革 (reform) は、同じ概念の変形に過ぎないことを覚えておく必要がある。ただし、最後の改革については、確立された合意により、明白に、好ましい意味であると認められている。改革とは悪から善への変化ないし革命のことである (Thelwall 1796, 44)。

彼は革命には必ず暴力が随伴するという見解を採らない。ポジティブなベクトルに変化が生じるのであれば、改革も革命も同様だと言う。この論点は『講和書簡第一・第二信』というよりは『省察』への批判だと思われるが、セルウォールはバークが改革と革命の相違にこだわり、また、先例にもとづく改革を主張している点を次のように批判する。

では、どのように決めればよいのか。先例 (precedent) によって、とあなた [バーク] は言う。だが、先例は無限に多様である。あらゆるものが、先例によって支持される可能性があり、またあらゆるものが非難されるかもしれない。したがって、どのような先例が良く、どのような先例が悪いのかの決定を政府に委ねることになる。そして、私がかつて行なった反論は、どれもこれも繰り返される。古来の慣習と確立された慣習によって、だ。いや、それだけではない。すべての改良、すなわち確立された慣習の変更が禁じられるだろう。それは、子供のころの弱さや単純さを、大人になってからの行動力や知性の基準とするようなものであり、経験の利点をみな、禁じることである (ibid., 77)。

バークの言う先例は、都合のいい取捨選択が含まれ、権力に与らない者やその環境は改革の対象外なのである。セルウォールは、この権力に与らない者を擁護すべく、バークの定義するブリテン公衆 (British public) 以外の声、また公衆の一部ではあってもバークが8万人いるとするジャコバイトの声を聞くよう訴える。バークは、ブリテン国民 (the people) ないしブリテン公衆を40万人と推計し、彼

らこそブリテン人の「自然的な代表者」(natural representative of the people)であり、そうでない者については、弱ければ庇護の対象、強ければ力の手段と述べている(『講和書簡 第一信』, *W&S, IX*, 223=889)。セルウォールに言わせれば、バークは全人口の9割を「国民」から除外したのである。だが、彼らには「票はなくても、意見はある」(ibid., 28)²²⁾。

この国の職人よ、機械工よ、製造者よ、そして国家の真の支柱であり柱である者よ、声を上げようではないか。見せかけの条約に惑わされてはならない。あなたがたにとっての平和とは、戦争以外のものだ。[略]そして、はっきりとした口調で、「改革なくして平和なし」、「平等な権利と平等な法の回復なくして、我々の不満の解消なし。十分の一の世論ではなく、国民全体の世論を自由に伝え、それにじっくりと耳を傾けることができる、純粹かつ独立した機関を採用することなくして、我々の不満の解消なし」と伝えよう (ibid., 30-31)。

この一節には、セルウォールが講和問題に関してもっとも言いたいことが濃縮されている。彼は、バークがジャコバイトを「フランスの党派に属し、事実上、フランスに組み込まれて、彼らが望む変化を、外国の干渉によって為そうとしている」(ibid., 46) という説を批判し、「8万人の不満分子や理論的な改革者を排除するのではなく、重荷を軽減し、平等な正義を回復することが必要」(ibid., 83) だと言う。ジャコバイトは親革命派ではなく、政治にも和平交渉にも「無関心」なのであり、それゆえに「重荷を背負った労働者は、依然として莫大な額の税金を

22) 手短ではあるが、他のパンフレッターも公衆論に言及している。ブルームは公衆の40万人のうち8万人がジャコバイトであるというバークの主張を踏まえ、戦争が彼らの意見を変えることはないとして「知的世界は、ボルトや鎖のような粗雑で扱いづらい制限によってその活動を制約しようとする壊れやすい試みをあざ笑うだろう」(Broome 1796, 16) と述べる。また「初学者」は、バーク自身が40万人の公衆の分裂を認めているとしたうえで、和平を求めるジャコバン派こそが、ブリテン公衆の健全な側を代表していると言う (Anonymity 1796a, 45-51)。

課せられ、外国の陰謀に翻弄され、フランスの平穩を乱し、政府を苛立たせ続ける」(ibid., 52) ののである。彼らが外国勢力から利用されないようにするためには、「資金調達制度と選挙区売買人制度のあいだの不自然な同盟」(ibid.) を解消することが不可欠だと言う。このようなロジックを通して、セルウォールは、外政問題を内政問題にリンクさせるのである。

② 財政

国家財政を主要論点とするのは、『講和考察』の匿名氏である。彼は「現在、我が国の財政が困窮し、国の債務は大幅に増加し、膨大な額の新たな課税が必要となり、さらに悪いことに、強制的な借金に似た財政措置が必要である」(Anonymity 1796b, 13) と危機感を表明するだけでなく、公信用の重要性を次のように指摘する。

我々は1億2千万〔ポンド〕もの負債を抱えている。我々に重くのしかかるこの負債は、我々から直近の子孫に残されるものであり、我々自身が耐えられない重荷を子孫に課すことになる。それだけではない。我々が残したこの負債という遺産は、統制のとれた国家ならばどの国家であれ、極度の危機という緊急事態や、厳密に防衛戦争と呼ばれる戦争に本来なら当てられるべき資源の湧き水を枯らしてしまう。なぜこのような後世の利益を心配しているのか。もしこのように尋ねる者があればこう答えよう。私はこの〔ブリテン〕帝国の偉大さの永続性を案じており、その弱点や脆弱な部分が財政にあると考えているからだ、と。遠くにある、あるいはあり得ない悪を予想することなく、この高価な戦いで受けた公信用 (public credit) の傷が、長期の平和によって、ある程度、癒されるよりも早く、期間がどれほどであっても別の戦争が起これば、破滅が差し迫っていると私は思う (ibid., 11)。

国家債務、公信用は、哲学者であり政治経済学者でもあるデイヴィッド・ヒュー

ム (David Hume, 1711-1776) が恐れたテーマである (「公信用について」 'On Public Credit', 1752年)。匿名氏はヒュームの名を挙げてはいないが、彼の議論を参照した可能性は高いだろう²³⁾。セルウォールも財政問題を気にかけてはいるが、その批判は「特別委員会や大逆罪裁判にこれ以上費用をかけることは、政府が不当な浪費を為していることになる」(Thelwall 1796, 46) という、直接経費の懸念に止まっている。セルウォールの見解が一般的なものかどうかは定かではないとはいえ、同じ財政問題を懸念する両者の主張を対比させれば、匿名氏の見解が政治経済学に支えられた見識の高いものであるとわかる。

以上、本項は、革命、公衆、財政という国内問題が、戦争や講和問題と密接に関係しているという、反戦争派の主張を見てきた。これらの論点は、必ずしもすべての政論家を取り上げたわけではなく、次に見る国家間関係に比べ、論者によりかなりの濃淡がある。とはいえ、国内課題と対外戦争が切っても切れない関係にあること、あるいはそのような言語を利用可能であることを、これらのパンフレットは十分に教えてくれる。

(3) 国家間関係：外政問題

バーク自身が『講和書簡 第一・第二信』の主題とした国家間関係をめぐっては、主に同盟問題と、諸国民の法を含む近隣関係の法の2点が論点となった。特に同盟問題については、バーク自身がその失敗を認めていることから (『講和書簡 第二信』, *W&S*, IX, 271)、追い討ちをかけるような批判が展開されている。

① 同盟

まず、同盟問題についてだが、多かれ少なかれ、野心という克服し難い利己心

23) バークは『講和書簡 第三信』の後半部分のほとんどを、ブリテンが戦争に耐え抜くだけの経済力があることの立証に費やしているが (『講和書簡 第三信』, *W&S*, IX, 352-386)、本パンフレットへの応答の可能性がある。

また、国家の信用力の多寡が、戦争の持続性、ひいてはその勝敗を決することになるという視点は、歴史家ブリュアの論考を想起させる (Brewer 1989)。

が同盟を失敗に導いたという観点を看取できる。

マッキントッシュは、同盟が成功を取めるには、諸国の君主が賢明であることが前提だとの立場から、批判を繰り広げた。

この戦争の成功に不可欠な最初の条件は、戦争を遂行すべく野心的な君主からなる連合体 (confederacy) が完全に賢く、穏和で、さらに公平であることだった。彼らは過去の敵意と互いの嫉妬心をかなぐり忘却の彼方に葬り去らなければならなかった。彼らは、フランスの古来の君主政を再建させることによって、ヨーロッパを多岐にわたる混乱から救うという偉大な目標のために、野心的なあらゆる見解と、強国となるあらゆる機会を犠牲にしなければならなかった。この戦争を成功させるためには、このような節度と利害関係のない状態が必要であることを、バーク氏自身ほど明確に証明した人はいないだろう (Mackintosh 1796, 443)。

最後の一文は皮肉である。したがって、

彼は、彼が勧める論争での成功を望む前に、野心を公平無私にし、権力を穏和にし、利己心を寛大にし、近視眼者を賢者にすべきことを忘れていた。彼は、彼の計画の成功にとって欠かせない条件が、道徳的にも政治的にも不可能であることを忘れていたのである (ibid., 447)。

マッキントッシュは、バークに比べれば、サン＝ピエール (Abbé de Saint-Pierre, 1658-1743) の普遍的平和論の方が「もっともらしく、合理的」だと言うが、そのサン＝ピエールも、ヘンリー枢機卿 (Cardinal Henry) が、サン＝ピエールにふざけて話した「ヨーロッパの君主らの心と気持ちを変えるために、宣教師団を送るという不可欠な準備を忘れてしまったよ」との戯れの言を真に受けた

(ibid., 446)²⁴。マッキントッシュに言わせれば、バーク、サン＝ピエールのいずれも、君主の野心を十分に考慮していないという点で、ナイーヴなのである。

次にブルームの見解を見よう。ブルームは同盟を「これまでの文明世界では前例のない、ありとあらゆる組み合わせによる権力の統合」(Broome 1796, 57)と特徴づけたうえで、同盟関係を国家利益の言語を用いて語る。「我々が同盟国を見捨てたのか、それとも同盟国が我々を見捨てたのかを公平に判断する必要がある」(ibid.)との問題提起は、道義的な語彙を纏ってはいるが、同盟を損得勘定で計る視点が色濃い。ブルームは、同盟を構成する諸国家の個別事情、個別利害を列挙した上で、それでも諸国家が「多くの点で各国自身の特有の見解や利害とは相容れない」同盟関係を築いたのは、危険が差し迫っているという危機感と、フランスが「専制的な国家〔君主政体を採用する同盟諸国家を指す〕の安寧を損ないかねない、公衆のエネルギーの模範となるのではないかという恐れ」(ibid., 59)のゆえだという。このような消極的動機に支えられた同盟関係は脆弱である。したがって「一般的な同意を得た、統合(union)公認の紐帯(bond)を形成するような、具体的提案に結びつけることは難しかった」(ibid., 59-60)とブルームは対仏同盟を総括する。

『講和考察』の匿名氏もまた、自国中心主義的な利益概念から、同盟を問題視する。氏は、ブルーム以上に、具体的な利益を挙げている点に特徴がある。

ブリテンは東インドと西インドに領土を獲得し、海軍は勝利に導き、その通商は保護された。それゆえに同盟諸国は苦しんでいるが、ブリテンはこの戦争によって利益を得ている。〔略〕我が国の艦隊や軍隊は、自らを誇示することに熱心で、多くの場合、それを立派に成し遂げた。だが、しかし、我が

24) 国際政治学者の高坂正堯は、サン＝ピエールを含め、近代平和思想の原型を作った者たちが、国際機構を作ることにそれ自体に満足し、その作動を考慮していない点を批判している。「彼らはどのようにして国際機構を作るかという問題を十分に検討しなかったし、とくに、その過程において力が必要ではないかという問題を無視している」(高坂 1964, 126)。

国の血は流れ、その財貨は無益な目的のために費やされた。我々は現在、この戦争を始めて4年目を終えようとしているが、この戦争の最終的な目的には一歩も近づいていない。我々は、いかなる地点においても敵の戦力にいささかの損害も与えられていない (Anonymity 1796b, 10-11)。

我々は、同盟国と衝突し、彼らの利害を全面的に採用したために、渦中の列強国のなかで、我々がどのような個別的な功績を残していようと、この戦争でもっとも被害を被っているのは我々であると考えざるを得ず、したがって、我々側から和平交渉の口火を切ることは、異常でもなければ不名誉でもない (ibid., 27)。

戦争の成果は「功績」で図ることができ、損失もまた「被害」のかたちをとる。ここにはバークが言うような、自由や、国家とコモンウェルスの重層性の擁護といった大義が入る隙はない。氏は国家の損得勘定という観点から、和平交渉を正当化する。このような氏にとってこの同盟は、歴史上、例のない「利害の一致」(union of interests) を試みた同盟であり、しかしそれは「見かけ上の力の協力」に過ぎなかった (ibid., 8)。

同盟に関して言えば、バークが、フランス革命期の同盟を、ウィリアム3世が主導したルイ14世下の対仏同盟になぞらえた点も論点になった。マッキントッシュは両同盟の相違に「バーク氏の偉大な理解力が発揮されなかったことに、驚きを隠せない (Mackintosh 1796, 447) と批判した。彼は、現在の同盟が「フランスを犠牲にして同盟国を肥大化させようとする意図が見えないようにすることが必要不可欠」と皮肉ったうえで、ウィリアムの同盟はそうではなかったと言う。

後者〔ウィリアム3世の同盟〕は、ルイ14世の途方もない権力と危険に満ちた偉大さを制約するための戦争であり、彼の大きくなりすぎた領土を減少させることが主たる目的だった。この連合国のメンバーは総合的な安全保障を

与えるのと同じ手段で、自分たちの野心を満たした。というのは、同盟国のいずれかがフランスを征服することは、共通の大義とヨーロッパの安全保障の確保に資するものだったからである。〔略〕この連合国には、ロマンチックな穏和も、キメラのような公平無私も、ヨーロッパの大義のために私利私欲を犠牲とすることも必要ではなかった。ここでは、利己主義と公共精神は同じ行動を規定し、現在のような、和解不能な不和はなかった (ibid., 448)。

『講和考察』の匿名氏は、ウィリアム3世下とピット政権下における世論の相違に目を向ける。「ウィリアム王や他の王国の王は、まったく手に負えない議会、すなわち、戦争を完全に嫌がる議会をもちながら、戦争を続けなければならなかったのだろうか」(Anonymity 1796b, 25)。ウィリアム3世下の同盟には世論の後押しがあったが、今般の同盟に世論の支持がないと匿名氏は言う。

以上、各論陣の議論を検討してきたように、バークの提案する同盟がそもそも実現不可能な構想であり、また、ウィリアム3世の同盟を鑑みるバークの論拠を彼らは掘り崩そうとしたのである。

② 近隣関係の法と諸国民の法

バークが、フランスへの戦争継続を正当化するにあたって、諸国民の法に訴えるのではなく、ローマ市民法の近隣概念 (vicinity) —— とくに迷惑行為 (nuisance) —— を根拠とすることについては、ほとんどの政論家に取り上げて、全面的に批判している。

匿名者の『講和考察』は、バークが国内問題から類推して国家間の問題に適用しようとしている点を突き、とりわけ、新しく設立された政府が国民の意思を反映していることを根拠に、理不尽だと批判する。

私が主張したいのは、国家を構成する人びとの意思によって確立した、特定の統治形態を、なんであれ、他の国家の存在と必然的に敵対し、それに反感

を抱くと見做して、それゆえに迷惑行為を停止可能であると考え、それにもとづいて構築されたすべての推論を無効にするような、あまりにもひどい、理不尽な仮定であるということである (Anonymity 1796b, 33-34)。

また、「初学者」は「グロティウスもプーフENDORFもヴァッテルも、あなたの目的には合致していません」と国際法学者を挙げて、バークの主張に根拠がないことを明示した上で (ただし、自然法や諸国民の法などの説明は一切ない)、「あなた自身の「戦争と平和の法」(*jure belli & pacis*) が、全世界の行動規則となるべきだ」と言っているに等しいと批判した (Anonymity 1796a, 53)。統治形態を理由とする介入が正当であれば、国王殺しの政府を設立した過去をもつイングランドもまた、介入が許されることになる。だが、そのような国はなかった (ibid.)。それゆえに、バークの介入論は歴史的な根拠もないと「初学者」は論じる。

ブルームは、バークが諸国民の法に訴えることができなかったという事実そのものが、彼の論拠に一切の根拠がないことを示していると言う。

もしバーク氏が、フランスの国内問題に対する我々の干渉が、諸国民の法一般の検証に耐えたと認識していたのであれば、なぜ彼は国内法 (municipal law) から導出された議論に訴えたのだろうか。政治全般を主題とする著述家が、国家の国内問題に起因して、周辺国に干渉の権利 (right of interference) を認めるという大義について、沈黙してきたわけではない (Broome 1796, 50)。

彼は明らかに皮肉として例示しているのだが、何も類推という脇役に頼らなくとも、カニバリズムや、ヘラクレスがそうしたように、フランス人は先天的に犯罪傾向にある、と決めつけて、介入を正当化することもできたはずだと続ける (ibid., 50-51)。ブルームは、今回は「明らかに新しい事例」であり、それが「近隣住民に害を与えるか否か、それも別の〔統治〕形態で存続していたとき以上に、大き

な害を与えるか否かは、まだ証明されていない」(ibid., 53) のであって、パークはその有害性の立証に失敗しているのだと詰め寄る。

このような国制〔「自然と理性に基づいていることを公言し、不道徳を否定し、外国への敵意の感情を一切排除している国制」〕がその国民の幸福につながるのであれば、自然法ないし諸国民の法は、外国勢力がその運用を妨げることを認めていない。もし我々の武器による干渉が、貧窮、人口減少、国家の弱体化をもたらすのであれば、我々が同様に非難されるべきである。しかし、我々自身が、副次的で部分的な類似性による攻撃に惑わされてしまうのは、ちょうど、マタドールが凶器を頭に固定する前に、赤い旗のはためきに、その角の標準を合わせる愚かな動物に似ている (ibid., 55)。

具体的な論拠には欠けるものの、ブルームが、他の「国民の幸福」を傷つけ「貧窮、人口減少、国家の弱体化」をもたらすような介入は、自然法にも諸国民の法にも反すると解していることは間違いない。

このブルームの見解と同様に、有害性の立証に失敗していることを論理立てて説明しているのが、マッキントッシュである。ただし、ブルームが内政を理由として挙げるのに対して、マッキントッシュは、安全保障を含む国家間関係上の有害性を問題視する。彼は近隣関係の法に関する箇所全体（『講和書簡 第一信』, *W&S, IX, 250-253=916-918*）を抜粋したあとに、「説得力ある議論に対して、彼が返答する能力がないことを、侮蔑と軽蔑の下に隠しているとすれば、それは、ありきたりで恥すべき論法である」(Mackintosh 1796, 439) と批判した。

パーク氏の議論は、全体を通して、その前提に、ヨーロッパの君主が最初にフランス政府の破壊のために武装したとき（彼によれば、実際はそのかなり以前から）、フランス共和国政府は、政策も慎慮もないために、フランス政府の存在を、ヨーロッパの他の諸国の安全保障と共存させることができない性

質だったという事実を置いている。この事実は証明されていない。この事実を我々は否定している。この事実が証明されるまで、我々が反対するこの推論には、それを支持するだけの根拠がない。近隣関係の法の原理が適用されるべきだという事実は存在しない。もしこの事実が証明されるなら、我々はこの戦争の正しさを認めよう。だが、その場合でさえ、その知恵と政策は検討されなければならない (ibid., 443)。

マッキントッシュは、有害性の立証次第では、近隣関係の法を認める余地を残している。だが、これは彼の本心だとは思われない。というのは、次に見るように、マッキントッシュは、国家の独立を「神聖なる原理」と位置づけているからである。

[バークの主張は] その性質上、国家の独立という神聖なる原理を損ない、その影響でこの原理を破壊しかねない戦争を正当化するためには、戦争の必要性が著しく高く、また明白でなければならない。これは公的徳の偉大な基本原理であり、諸国民の法のあらゆる規則はこれに由来し、これらの諸規則はこの原理を守るためだけに作られているのである。諸国家が独立しているという権力の均衡そのものが（我々の見解では、それゆえに非常に多くの戦争がなされてきた）安全装置であり、砦である。我々西ヨーロッパは、世界のあらゆる時代、国家よりも、この原理に高い敬意を払い、それを正確に順守してきたがゆえに、後代においても、幸いにも卓越した存在となっている。この由緒ある原理に守られて、我々ヨーロッパ社会は、統治形態の多様性と国力の不平等を保ちながらも、ほぼ同等の安全保障のもとで存続し繁栄してきたのである。人間の特性は、その力量と徳の双方を拡大し提示するのに不可欠な、多様性と活力を発揮してきた。数多くの独立国家間の領土分割から生じる、弾性 (spring)、精神、高貴な誇り、寛大な競争は、平穏な幅広い安全保障策と結びついてきた。この安全保障策はこのような分割とほとんど和

解できそうにない。啓蒙されたヨーロッパの世論は、専制主義それ自身の行き過ぎを抑制するための、穏和だがまったく効果的ではない統制を提供した。暴君の犠牲者は、祖国の圧制者の怒りから逃れ、外国に安全で親切な亡命先を見つけてきた。[だが]、同時に、国家独立の原理は、大帝国の無気力な静寂、大規模かつ急激な征服による悲劇、そして頻繁な国内革命のペストから、我々を免除してきた (ibid., 441-442)。

マッキントッシュは、国家の独立という原理が、暴君を抑制する力を内在化できていないという弱点を認めている。だが彼の強調点は引用の末尾にあり、この原理ゆえに「大帝国の無気力な静寂、大規模かつ急激な征服による悲劇、そして頻繁な国内革命のペスト」から免れた点に置かれている。この彼の考えは、たとえ専制政治が為されていたとしても、介入すべきではないと述べるように、首尾一貫している。

この優れた原理〔国家独立の原理〕は、人間の道徳的でないを統べる他のすべての規則がそうであるように、ときに、偶発的な悪を生み出す可能性がある。諸国家の絶対的な独立、そして自国の領土内でなされるすべての行為に対する至高にして排他的な管轄権 (supreme exclusive jurisdiction) は、篡奪者や専制政治へと転落する合法的政府が行なう、もっとも残虐な犯罪に対して免罪符を約束することになる。このような犯罪を罰する能力をもつ裁判所は存在しない。なぜなら、いかなる裁判所であれ、そのような処罰に適した権限を与えることは人類の利益ではないからである。だから諸国家は独立すべきではない、というのではなく、こうした犯罪は処罰されるべきではないとする方がいい。彼らを罰するための権限が乱用される可能性はその使用より高く、また、その乱用による悪は使用の便益よりも大きい。周辺国の政府にこのような力を認めることは、野心と強奪への新たな誘惑を与えることに他ならない。そして、戦争の根柢を増やし、国内の諸党派を外国の君主に

仕えさせたり、国民の敵意を強めることになる。そして、独立への信頼、国内の平穩への信頼を破壊することになる (ibid., 442)。

マッキントッシュは一国内の専制政治以上に、国家間の権力闘争に伴う不当な権力の介入、乱用の危険性に重きを置いている。ブルームの介入批判は、先に見たように、「国民の幸福」を傷つけ「貧窮、人口減少、国家の弱体化」する場合は、不当な介入であるという構成になっており、介入によって他の国民の幸福に資するなどのその逆の主張——たとえ論拠がなくとも、あるいは曖昧であっても——にもとづく介入を許容する余地がある。それに対して、マッキントッシュの批判は、国家の独立を国家間関係の最上位規範と位置づけることによって、あらゆる介入を不当とする。

以上、本項は、バークを論駁した政論家たちが、同盟と諸国民の法という論点を取り上げ、彼の立論を掘り崩すそうとする様を見てきた。バークの議論を完全に封鎖可能な手堅いロジックでまとめたマッキントッシュを含め、彼らは、自然法や諸国民の法、あるいはその専門家である学者の緻密な論理に訴えてはいない。これらは例示として挙げられてはいるが、とりわけユトレヒト条約以降に活躍した、サン・ピエールやヴァッテル (Emmerich de Vattel, 1714-1767) らの著作——ここにデイヴィッド・ヒュームを含めてもいいと思う——は、彼らの議論を正当化する根拠を提供してくれるように思われる。だが、彼らがそれを利用しなかったという事実は、興味深い疑問点として残っている。また、彼らの議論の多様性あるいは錯綜ぶりからは、ハンプシャー・モンクが言うように、国家の独立や不介入は、当時、確立された国家間原理ではないことを逆照射している。

他方で、ウェルシュ、ハンプシャー・モンクら現代の研究者の興味を引きつけている、ヨーロッパ・コモンウェルス論について、同時代のバークの敵対者は、ほとんど言及さえしていない。本稿が対象とした『講和書簡 第一・第二信』やその論駁書の公刊後、ブリテンが提案した講和はフランスから拒否され、また、ナポレオンによるヨーロッパ各国の侵略が始まった。このような事情から、その態

度を変えた政論家は少なくないと思われる²⁵⁾。少なくともマッキントッシュはそうだった。彼は、バークの議論に近づき、『自然法と諸国民の法についての論考』(*Discourse on the Law of Nature and of Nations*, 1799年)において、バークのコモンウェルス論を受け入れ、国家間の結束における「共通の出自 extraction、共通の宗教、共通のマナーズ、制度、そして言語」、「貿易の結びつき、権力の嫉妬、文明化の洗練、そして学問の陶冶、そしてとりわけ、騎士道、商業、学問、それに宗教の共同かつ進歩的な影響力」(Mackintosh 2006, 211)の重要性を説くに至る²⁶⁾。

結び

以上、本稿は、バークの『講和書簡 第一・二信』を契機とするブリテンの論争を検討してきた。彼らの戦争と平和の言語は、革命、公衆、財政、同盟、諸国民の法に伴う言語が駆使され、国内問題を国外問題に、あるいは国外問題を国内問題に転用するような、ダイナミックな展開——国際政治学でいうリンケージ・ポリティックス——が見られた。この論争は、君主が外交権を占有することが自明だった時代は過ぎ去ろうとしており、国民の意思——これは多様であり、また多様に解釈可能である——と外交の関係が問われ始めていたことを示している。

参考文献

Agnani, Sunil. 2017. "The Reception of Edmund Burke's Imperial Ideas Relating to India, or

25) 1797年10月28日、ブリテン政府は正式に講和を拒否した。「フランスにとって、ヨーロッパにとって、そして世界にとって、フランス政府（彼らが現在の感情に固執している限り）は、我が王冠の名誉と陛下の領地の安全を敵のあからさまな野望に委ねて犠牲にする覚悟がない限り、陛下には何一つとして選択肢がないことを明らかにしなければならない。これは明らかなことだが、彼らは陛下の平和的な申し出に穏健な条件で応じる気がないどころか、講和を結ぶ準備となる条件（たとえそれがどんなに法外な条件であれ）を自ら述べることはなかった」(George III 1797, 5)。

26) バークとマッキントッシュの言語の類似性については、荻谷（2019）で論じた。

- Burke, the Brahmin and the Hot-House.” In *The Reception of Edmund Burke in Europe*, edited by Martin Fitzpatrick and Peter Jones, 171-90. London: Bloomsbury Academic.
- Anonymity. 1796a. *The Retort Politic on Master Burke, or a Few Words En Passant: Occasioned by His Two Letters on a Regicide Peace*. London: Printed for J. S. Jordan.
- . 1796b. *Thoughts on a Peace with France: With Some Observations on Mr. Burke's Two Letters, on Proposals for Peace with the Regicide Directory*. London: Printed for J. Debrett.
- Armitage, David. 2013. *Foundations of Modern International Thought*. Cambridge: Cambridge University Press. (平田雅博・山田園子・細川道久・岡本慎平訳『思想のグローバル・ヒストリー：ホップズから独立宣言まで』, 法政大学出版局, 2015年).
- Auckland, William Eden. 1795. *Some Remarks on the Apparent Circumstances of the War in the Fourth Week of October 1795*. London: Printed for J. Walter.
- Boulton, James T. 2010. *The Language of Politics in the Age of Wilkes and Burke*. Routledge Library Editions. Political Science, V. 39. London: Routledge.
- Bourke, Richard. 2009. “Edmund Burke and International Conflict.” In *British International Thinkers from Hobbes to Namier*, edited by Lisa Hill and Ian Hall, 91-116. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- . 2015. *Empire and Revolution: The Political Life of Edmund Burke*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Brewer, John. 1989. *The Sinews of Power: War, Money, and the English State, 1688-1783*. New York: Routledge. (大久保桂子訳『財政＝軍事国家の衝撃：戦争・カネ・イギリス国家 1688-1783』, 名古屋大学出版会, 2003年).
- Broome, Ralph. 1796. *Strictures on Mr. Burke's Two Letters, Addressed to a Member of the Present Parliament*. London: G. G. J. & J. Robinson.
- Burke, Edmund. 1796. *Thoughts on the Prospect of a Regicide Peace*. Owen. London: printed for J. Owen.
- Burke, Edmund, and R. B. McDowel. 1970. *The Correspondence of Edmund Burke Volume IX: Part 1: May 1796-July 1797; Part 2: Additional and Undated Letters*. Edited by R. B. McDowell. Chicago: Chicago University Press.
- Burke, Edmund, and R. B. McDowell. 1991. *The Writings and Speeches of Edmund Burke Volume IX: Part I. The Revolutionary War, 1794-1797; Part II. Ireland*. Edited by R. B. McDowell. Oxford: Oxford University Press.
- Cookson, J. E. 2008. *The Friends of Peace: Anti-War Liberalism in England 1793-1815*. Cambridge: Cambridge University Press.
- George III. 1797. *Declaration [by the King on the Necessity for Continuing the War with France. October 25, 1797]*. Westminster: United Kingdom.

- Hampsher-Monk, Iain. 1991. "John Thelwall and the Eighteenth-Century Radical Response to Political Economy." *The Historical Journal* 34 (1): 1-20.
- . 2005. "Edmund Burke's Changing Justification for Intervention." *The Historical Journal* 48 (1): 65-100.
- Hinsley, F. H. 1963. *Power and the Pursuit of Peace: Theory and Practice in the History of Relations Between States*. London: Cambridge University Press. (佐藤恭三訳『権力と平和の模索：国際関係史の理論と現実』, 勁草書房, 2015年).
- Keene, Edward. 2014. "Where Should We Look for Modern International Thought?" *Contemporary Political Theory* 13 (4): 397-402.
- Lock, F. P. 2006. *Edmund Burke, Vol. 2: 1785-1797*. Oxford: Oxford University Press.
- Mackintosh, James. 1796. "Review "Two Letters Addressed to a Member of the Present Parliament, on the Proposals for Peace with the Regicide Directory of France" (by Edmund Burke)." *Monthly Review* 21 (11-12): 306-324; 430-51.
- . 2006. *Vindiciae Gallicae and Other Writings on the French Revolution*. Edited by Donald Winch. Natural Law and Enlightenment Classics and Enlightenment Classics. Indianapolis, IN: Liberty Fund.
- McDowell, R. B. 1991. "Introduction." In *The Writings and Speeches of Edmund Burke Volume IX: Part I. The Revolutionary War, 1794-1797; Part II. Ireland*, edited by R. B. McDowell. Oxford: Oxford University Press.
- Thelwall, John. 1796. *The Rights of Nature Against the Usurpations of Establishments. A Series of Letters to the People of Britain, on the State of Public Affairs, and the Recent Effusions of the Right Honourable E. Burke*. London: M. D. Symonds.
- Welsh, Jennifer M. 1996. "Edmund Burke and the Commonwealth of Europe: The Cultural Bases of International Order." In *Classical Theories of International Relations*, edited by Ian Clark and Iver B Neumann, 173-92. New York: St. Martin's Press. (高橋和則訳「エドモンド・バークとヨーロッパというコモンウェルス：国際秩序の文化的基盤」, 押村高・飯島昇蔵訳者代表『国際関係思想史：論争の座標軸』, 新評論, 2003年, 219-243)
- 荻谷千尋. 2018. 「国際社会論におけるバーク：“ティーカップ”の中の「論争」？」『公開シンポジウム「国際学の先端」：(準)周辺からみた国際社会 報告書 (桜美林大学国際学研究所)』, 41-62.
- . 2019. 「フランス革命期ブリテンにおける諸国民の法の理解：エドモンド・バークとジェームズ・マッキントッシュを中心に」『関西大学法学研究所研究叢書』, no. 60: 135-64.
- . 2021. 「戦時下の雄弁：マッキントッシュの『国王殺し政府との講和書簡』(バーク著)評」『政策科学』28 (3): 51-71.
- 高坂正堯. 1964. 「いかなる国際機構が平和をもたらさうか：F.H.Hinsley, *Power and Pursuit of*

- Peace*, 1963]『法学論叢』74(5):124-36.
- 坂口ふみ. 2013.『人でつむぐ思想史Ⅱ：ゴルギアスからキケロへ』. ぶねうま舎.
- 立川潔. 2007.「若きコウルリッジの道徳および政治思想（上）」『成城大学経済研究』, 175・176: 39-73.
- 納富信留. 2015.『ソフィストとは誰か?』. 筑摩書房.
- ホラーティウス. 1997.『アリストテレース 詩学／ホラーティウス 詩論』. 岩波書店. (岡道男訳).
- 山崎耕一. 2018.『フランス革命：「共和国」の誕生』. 刀水書房.
- 吉田泰彦. 2019.「J.セルウォール：政治、旅行、農業」『Humanitas：教養教育紀要』, 44: 1-20.